

北上地区消防組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

北上地区消防組合
管理者 北上市長 伊藤 彬

北上地区消防組合規則第3号

北上地区消防組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和49年北上地区消防組合規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(級別定数)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 職員の等級は、前項の規定により定められた定数の範囲内で決定しなければならない。ただし、一の職務の級の定数に欠員がある場合には、管理者の定めるところにより、その欠員数の範囲内でその定数を下位の職務の級の定数に流用することができる。</p> <p>(級別資格基準表の適用方法)</p> <p>第6条 級別資格基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(級別定数)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 職員の級は、前項の規定により定められた定数の範囲内で決定しなければならない。ただし、一の職務の級の定数に欠員がある場合には、管理者の定めるところにより、その欠員数の範囲内でその定数を下位の職務の級の定数に流用することができる。</p> <p>(級別資格基準表の適用方法)</p> <p>第6条 級別資格基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種の級欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。</p> <p>2 [略]</p>

3 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、同表において別に定める場合を除き、一般職の職員の給与等に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受ける国家公務員の例による。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合にはその資格に応じた区分によることができる。

4 前項の場合において、その者に適用される級別資格基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員に対する同表の学歴免許等欄の適用については、その最も低い学歴免許等の区分による。

（初任給基準表の適用方法）

第13条 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

2 初任給基準表の試験欄の区分の適用については、第6条第2項の規定の例によるものとし、同表の学歴免許等欄の区分の適用については、同表において別に定める場合を除き、一般職の職員の給与等に関する法律の適用を受ける国家公務員の例による。

3 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、同表において別に定める場合を除き、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の適用を受ける国家公務員の例による。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合にはその資格に応じた区分によることができる。

4 前項の場合において、その者に適用される級別資格基準表の職種の級欄の区分又は試験欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員に対する同表の学歴免許等欄の適用については、その最も低い学歴免許等の区分による。

（初任給基準表の適用方法）

第13条 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

2 初任給基準表の試験欄の区分の適用については、第6条第2項の規定の例によるものとし、同表の学歴免許等欄の区分の適用については、同表において別に定める場合を除き、給与法の適用を受ける国家公務員の例による。

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第14条 新たに職員となつた者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者に対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数 (1 年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数) の数に 4 を乗じて得た額を加えて得た数を号数とする号給をもつて、同欄の号給とする。

2 [略]

(経験年数を有する者の号給)

第15条新たに職員となつた次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第12条第1項の規定による号給 (前条の規定による号給を含む。以下この項において「基準号給」という。) の号数に当該経験年数の月数を12月 (その者の経験年数のうち5年を超える経験年数 (第4号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて、管理者の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。) の月数にあつては、18月) で除した数 (1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数) に 4 (新たに職員になつた者が第34条第1項に規定する特定

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第14条 新たに職員となつた者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者に対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数 (1 年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数) の数に 4 を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもつて、同欄の号給とする。

2 [略]

(経験年数を有する者の号給)

第15条新たに職員となつた次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第12条第1項の規定による号給 (前条の規定による号給を含む。以下この項において「基準号給」という。) の号数に当該経験年数の月数を12月 (その者の経験年数のうち5年を超える経験年数 (第4号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて、管理者の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。) の月数にあつては、18月) で除した数 (1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数) に 別表第6の2に定める昇給号給数表のC欄の上段に掲げる

職員であるときは、3)を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給(管理者の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で管理者の定める数を加えて得た数を号数とする号給)とすることができる。

(1)~(4) [略]

2 [略]

第5章 昇格及び降格

(昇格)

第19条 [略]

2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもつて、それぞれ同表の必要経年数又は必要在級年数とすることができる。

3 [略]

(勤務成績の証明)

第33条 給与条例第5条第5項の規定による昇給(第36条又は第37条に定めるところにより行うものを除く。第34条及び第35条において同じ。)は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

号給数を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給(管理者の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で管理者の定める数を加えて得た数を号数とする号給)とすることができる。

(1)~(4) [略]

2 [略]

第5章 昇格及び降格

(昇格)

第19条 [略]

2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。

3 勤務成績が特に良好である職員に対する第1項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもつて、それぞれ同表の必要経年数又は必要在級年数とすることができる。

4 [略]

(勤務成績の証明)

第33条 給与条例第5条第5項の規定による昇給(第36条又は第37条に定めるところにより行うものを除く。第34条において同じ。)は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

(特定職員の昇給区分及び昇給の号給数)

第34条 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの（以下この条及び次条において「特定職員」という。）を給与条例第5条第5項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、当該特定職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下この条において「昇給区分」という。）に応じて別表第6の2に定める特定職員昇給号給数表に定める号給数とする。この場合において、昇給区分をEに決定された特定職員は、昇給しない。

2 特定職員の昇給区分は、前条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該特定職員が次の各号に掲げる特定職員のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる特定職員に該当するか否かの判断は、管理者の定めるところにより行うものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である特定職員 A
- (2) 勤務成績が特に良好である特定職員 B
- (3) 勤務成績が良好である特定職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない特定職員 D
- (5) 勤務成績が良好でない特定職員 E

3 次の各号に掲げる特定職員の昇給区分は、前項の規定にか

(昇給区分及び昇給の号給数)

第34条 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は、第33条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、管理者の定めるところにより行うものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である職員 A
- (2) 勤務成績が特に良好である職員 B
- (3) 勤務成績が良好である職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない職員 D
- (5) 勤務成績が良好でない職員 E

2 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわ

かわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

(1) 管理者の定める事由以外の事由によつて昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに職員となつた特定職員にあつては、新たに職員となつた日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員（前項第5号に該当する特定職員及び次号に掲げる特定職員を除く。） D

(2) 管理者の定める事由以外の事由によつて基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員 E

4 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に昇給区分がD又はEとなる特定職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適當であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該昇給区分より上位の昇給区分（A及びBの昇給区分を除く。）に決定することができる。

5 前年の昇給日後に新たに職員となつた特定職員又は同日後に第22条第3項、第25条第2項（第27条において準用する場合を含む。）若しくは第42条の規定により号給を決定された特定職員の昇給の号給数は、第1項の規定にかかわらず、同

らず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

(1) 管理者の定める事由以外の事由によつて昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに職員となつた者にあつては、新たに職員となつた日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（前項第5号に掲げる職員に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。） D

(2) 管理者の定める事由以外の事由によつて基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E

3 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適當であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該昇給区分より上位の昇給区分（A及びBの昇給区分を除く。）に決定することができる。

4 給与条例第5条第5項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第6の2に定める号給数とする。

5 前年の昇給日後に新たに職員となつた者又は同日後に第22条第3項、第25条第2項（第27条において準用する場合を含む。）若しくは第42条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による

項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となつた日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。
この場合において、この項の規定による号給数が零となる特定職員は、昇給しない。

6 第1項又は前項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にそのものが受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第24条に規定する異動をした特定職員にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる特定職員の昇給の号給数は、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

（特定職員以外の職員の昇給の号給数）

第35条 特定職員以外の職員を給与条例第5条第5項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号給数の基準については、当分の間、別に定める。

（特別の場合の昇給）

第37条 [略]

号給数に相当する数に、その者の新たに職員となつた日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（管理者の定める職員にあつては、第1項から前項までの規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲内で、管理者の定める号給数）とする。

6 前2項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない

—

7 第4項又は第5項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第24条に規定する異動をした職員にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第4項及び第5項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

第35条 削除

（特別の場合の昇給）

第37条 [略]

2 勤務成績が良好である職員で第34条、第35条、第36条又は前項の規定により難しい場合等特殊な事情がある場合には、あらかじめ管理者の承認を得て、管理者の定める日に、給与条例第5条第5項の規定による昇給をさせることができる。

別表第2（第5条関係）

級別資格基準表

ア 行政職給料表級別資格基準表

[略]

イ 消防職給料表級別資格基準表

[略]

備考1 試験欄の「その他」の区分の適用を受ける職員で学歴

免許の資格が学歴免許等資格区分表に定める基準学歴の大学卒又は短大卒に該当することとなる者のうち、その職（以下「職」という。）が地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条に規定する吏員（他の執行機関等の職でこれに相当するものを含む。以下同じ。）以外の職に採用された者に対する学歴免許等欄の適用については、高校卒の区分とする。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる職員から引き続いてこの規則の適用を受ける職員となつた者に適用する。

- (1) 第17条第1号の規定の適用を受ける職員で、当該職員の採用の際の職が吏員以外のものに採用された者
- (2) 第17条第1号又は第3号の規定の適用を受ける職員

2 勤務成績が良好である職員で第34条、第36条又は前項の規定により難しい場合等特殊な事情がある場合には、あらかじめ管理者の承認を得て、管理者の定める日に、給与条例第5条第5項の規定による昇給をさせることができる。

別表第2（第5条関係）

級別資格基準表

ア 行政職給料表級別資格基準表

[略]

イ 消防職給料表級別資格基準表

[略]

で、その職が吏員以外のものに採用された者

別表第 5 (第12条関係)

初 任 給 基 準 表

ア 行政職給料表初任給基準表

[略]

イ 消防職給料表初任給基準表

[略]

備考 級別資格基準表 (別表第 2) の備考第 1 項及び第 2 項の
規定の適用を受ける職員に対するこの表の試験欄の「そ
の他」の区分に対応する学歴免許等欄の適用については
、高校卒とする。

別表第 6 の 2 (第34条関係)

特 定 職 員 昇 給 号 給 数 表

昇給区分	A	B	C	D
昇給の号給	8 号給以上	6 号給	3 号給	2 号給
数	4 号給以上	3 号給	2 号給	1 号給

[略]

別表第 5 (第12条関係)

初 任 給 基 準 表

ア 行政職給料表初任給基準表

[略]

イ 消防職給料表初任給基準表

[略]

別表第 6 の 2 (第15条、第34条関係)

昇 給 号 給 数 表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号 給数	8 以上	6	4 (行政職 給料表の 適用を受 ける職員 でその職 務の級が 7 級であ るものは	2	0

			<u>3</u>		
	4以上	3	2	1	<u>0</u>
[略]					
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

- この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 北上地区消防組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年北上地区消防組合規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 平成19年4月1日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について改正後の規則第14条から第16条までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となつた日（以下この項において「採用日」という。）から、これらの規定による号給（以下この項において「特定号給」という。）の号数から改正後の規則第12条第1項の規定による号給（改正後の規則第14条第1項の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給を除く。）の号数を減じた数を4（新たに職員となつた者が改正後の規則第34条第1項に規定する特定職員であるときは、3）で</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 平成19年4月1日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について改正後の規則第14条から第16条までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となつた日（以下この項において「採用日」という。）から、これらの規定による号給（以下この項において「特定号給」という。）の号数から改正後の規則第12条第1項の規定による号給（改正後の規則第14条第1項の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給を除く。）の号数を減じた数を4（新たに職員となつた者が特定職員（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級で</p>

除して得た数の年数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。）をさかのぼつた日が平成21年4月1日前となるものの採用日における号給は、改正後の規則第14条から第16条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数をさかのぼつた日（平成21年4月1日以後に新たに職員となつた者で採用日から調整年数をさかのぼつた日が同日の属する年の4月1日以前である場合にあつては、同年4月1日（改正後の規則第34条第1項に規定する特定職員にあつては、採用日から調整年数をさかのぼつた日が同年11月1日以後にある場合にあつては、同年の翌年の4月1日）の翌日から採用日までの間における改正後の規則第32条に規定する昇給日（平成19年4月1日から平成21年4月1日までの間におけるものに限る。）の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

6～13 [略]

あるものをいう。以下同じ。）であるときは、3)で除して得た数の年数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。）をさかのぼつた日が平成21年4月1日前となるものの採用日における号給は、改正後の規則第14条から第16条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数をさかのぼつた日（平成21年4月1日以後に新たに職員となつた者で採用日から調整年数をさかのぼつた日が2月1日から3月31日まで（特定職員にあつては、1月1日から3月31日まで）の間である場合にあつては、同年4月1日）の翌日から採用日までの間における改正後の規則第32条に規定する昇給日（平成19年4月1日から平成21年4月1日までの間におけるものに限る。）の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

6～13 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。